

京都市営保育所業務支援システム
導入及び運用保守業務仕様書

1 業務名称

京都市営保育所業務支援システム導入及び運用保守業務

2 契約期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

なお、運用開始は令和 7 年 9 月 1 日とする。

3 履行場所

「別添 1 履行場所一覧」のとおり

4 業務内容

- (1) システム導入業務（システム納品・初期設定支援）
- (2) システム運用保守業務

5 システム・機能要件

- (1) 機能要件については「別添 2 機能要件表」のとおり。「機能要件表」の各項目について対応を記入し、提示すること。
- (2) 本市の規模感を考慮し、保育所を運営する他の地方公共団体において、一自治体あたり 10 以上の公立保育所等への導入・運用実績があるシステムであること。なお、導入・運用実績は、公立施設における保育業務を総合的に支援するシステムの実績とし、午睡チェックシステムのみ等、機能単体でのシステムの導入・運用実績は含めない。また、システムの無償提供も実績には含めない。
- (3) 定期的にバージョンアップ（機能拡張）を図る ASP サービスの形態で提供すること。なお、バージョンアップによる追加の費用は発生しないものとする。
- (4) 他システムとの API 連携実績があること。
- (5) 個人情報とは運用時の利用端末側に保持せず、クラウド側にて保持すること。ただし、システムから帳票類等を利用端末にダウンロードした場合はこの限りではない。
- (6) 導入後に接続端末数・職員数の増減があった場合でも、追加のシステム利用料が発生しないこと。

6 導入支援内容

- (1) セットアップ・導入フォロー

ア 運用を開始するに当たり、本市で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。

イ 契約後、原則 1 週間以内にシステム導入会議を実施すること。システム導入会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を提案し、本市の承諾を得ること。

ウ 導入担当者を設け、全体の利用状況をシステム上で随時確認し、本市の要求があった場合は、機能別の利用状況一覧を電子データで開示すること。また、作業が停

滞している保育所へのフォローなど導入サポートを適宜行うこと。

エ オンラインで各機能別の活用セミナーを定期的に開催し、効果的な活用方法や他の事例を共有すること。また、本契約で対象とする機能毎のセミナー動画や補助資料を適宜提供すること。なお、これらの実施費用は本事業の費用に含めるものとする。

(2) 操作マニュアル

ア 運用開始1ヶ月前までに操作マニュアルを提供すること。

イ 操作マニュアルは、職員の利便性を考慮し、オンラインマニュアル（Web マニュアル）として提供すること。また、マニュアルのキーワード検索に対応すること。

ウ 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、ICT 知識の乏しい者にも理解しやすい平易な記述とし、実際の画面キャプチャー及び操作デモ動画を用いて分かりやすく説明すること。

エ 機能の修正などがあつた場合には、操作マニュアルの該当部分を速やかに更新すること。

7 運用保守

(1) 運用時間

通年24時間とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要となる場合には、事前に本市へ申し入れること。

(2) ヘルプデスク

ア 保育所及び幼保総合支援室からの問い合わせに対応する事業者向けヘルプデスクを設置すること。

イ 事業者向けヘルプデスクは固定電話及び携帯電話からの問い合わせを可能とし、オペレーターが対応すること。また電子メール等による問い合わせにも対応すること。

ウ 固定電話及び携帯電話からの問い合わせは、平日9時～17時の時間帯で受付すること。

エ 電子メール等による問い合わせは、24時間受付すること。

オ 保護者からの問い合わせに対応する保護者向けヘルプデスクを設置すること。

カ 保護者向けヘルプデスクは電子メール等による問い合わせを可能とし、24時間受付とすること。

キ ヘルプデスクには、保育士資格及び1年以上の保育現場での勤務経験を有する者を複数名以上配置すること。

(3) セキュリティ対策

ア IDS（侵入検知システム）・IPS（不正侵入防止システム）・WAF（Web Application Firewall）等を導入し、不正アクセス・侵入対策を適切に実施すること。

イ システム内で利用するデータは、データベース上で暗号化を行い保護すること。

ウ システムの脆弱性診断を定期的に実施すること。

- エ 利用するウィルス対策ソフトについては、エンジン及びパターンファイルを適宜最新化するほか、システムで利用する各種ソフトウェアのセキュリティ脆弱性対策として、適宜パッチファイルの適用を実施すること。
- オ システム内のサーバ、ネットワーク機器、ストレージ等に対して、24時間365日の死活監視を実施すること。
- カ SSL/TLS により暗号化を施した上で通信すること。
- キ 情報セキュリティについて専門的に調査・対応を行う CSIRT を設置すること。
- ク 提供するシステムについては、本市の外部サービス選定基準を満たすサービスであるか、別途、本市と協議しながら確認を行うこと。ただし、ISMAP クラウドサービスリストに登録されている場合は、この限りではない。

(4) 障害対応

- ア 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- イ 障害が発生した場合には速やかに本市に報告し、早期復旧を図ること。
- ウ 管理するデータが消失しないようバックアップデータを1日複数回保存し世代管理を行うこと。必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

(5) システム保守

- ア システムのバージョンアップ(機能改善、バグ対応等)を適宜実施すること。
- イ クライアント OS や Web ブラウザのバージョンアップがあった際は、最新のバージョンにシステム上で随時対応すること。
- ウ 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

(6) アクセス監視

- アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本市に報告し、必要であればアクセスログの開示をすること。

8 その他留意事項

- (1) 本仕様書に記載している内容に加えて、受託候補者が提案した内容についても確実に実施すること。
- (2) 本業務を履行するにあたり、本仕様書に記載されていない事項、又は作業のうえで疑義が生じた場合は、必ず本市と協議を行い、その決定をもって作業を進めること。
- (3) 本市の許可なく本業務で知りえた情報や資料等については公表をしてはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。
- (4) 業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後又は解除後においても守秘義務を負うものとする。
- (5) システムの運用開始日から起算して1年以内に、導入されたシステムに本仕様の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、発注者及び受託者双方で協議の上、受託者の責任において無償で修復等の作業を行うこと。
- (6) 受託者は、本市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (7) 本仕様書によるほか、別添3「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」及び別添4「電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共

通仕様書」に従い本業務を遂行すること。ただし、本業務において提供予定のクラウドサービスと実態が異なる等、やむを得ない場合については、別途、本市と協議の上、決定するものとする。なお、本仕様書に定める内容と別添４に定める内容との間に相違がある場合は、本仕様書に定める内容を優先するものとする。

9 成果品

下記の書類を成果品として提出すること。

- ・ 職員への操作研修、帳票の作成、システムの構築及びその他導入に係る作業の完了報告書（以下「完了報告書」という。）
- ・ 操作マニュアル
- ・ 運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容提案資料

10 支払方法

(1) 初期費用

完了報告書により履行確認を行うものとし、請求を受けてから支払うものとする。

(2) 月額利用料

原則、月額払いとし、前月分の請求を受けて支払うものとする。

11 特記事項

本仕様書に定めがない事項及び別途協議が必要な事項については、本市と協議のうえ決定するものとする。